

# 申立書

年 月 日

(あて先) 一宮市長

申出者

住所

氏名

児童氏名

(平成 年 月 日生)

(平成 年 月 日生)

下記の内容に相違ないことを申立てます。

(申立内容) 該当項目に☑を入れてください。

- 自営業の添付書類不足に関する申立て
- 通勤時間に関する申立て
- その他

(詳細記入) 必ず詳細を記入してください。

## 注意事項

- 1 鉛筆や消せるインクのペン等、容易に消せる筆記具の使用は無効です。
- 2 訂正をする場合は、二重線で抹消し加筆してください。
- 3 裏面の記入例を参考に記入してください。
- 4 就労(採用内定)証明書または就労外要件申立書の提出が遅れる、または提出できないことの申立てはできません。
- 5 申立書に記載された事項については慎重に検討しますが、全ての申立事項が認められる訳ではありませんので、ご了承ください。

## 申立書の記入について

この書類は、下記の場合につき、その旨を記入して提出してください。

- ・ 就労(採用内定)証明書に添付する書類が用意できない場合。
- ・ 就労証明などからみて、保護者全員の勤務終了時間が19時を超えるが、放課後児童クラブの開所時間内に児童の送迎ができる場合。
- ・ 通勤時間を考慮すると、申込みに必要な就労要件を満たす場合。
- ・ 看護・介護または就学等の要件に該当し、看護・介護時間や就学等の授業時間が複数パターンある場合。
- ・ 子育て支援課が必要と判断した場合。

### 記入例① (自営業の代表者)

私は、飲食店を営んでおりますが、令和5年10月より仕事を始めたため、

現在は、就労証明書に添付する書類を提出することができません。

必要な添付書類は、後日児童クラブへ提出します。

※ 業種、仕事を始めた日を明記してください。確定申告後、申告者控えのコピー等を提出してください。

### 記入例② (自営業の協力者)

私は、父が営んでいる飲食店で、令和3年4月より働いています。

しかし、私自身では確定申告を行っておらず、また、父の確定申告の専従者としても申告されていません。

以上のことから、就労証明書に添付する書類を提出することができません。

※ 代表者、業種、仕事を始めた日を明記してください。

### 記入例③ (自営業で、勤務終了時間が19時以降となる場合)

保護者の勤務終了時間が、全員19時以降となっておりますが、自営業であるため、児童クラブの開所時間内に迎えに行くことは可能です。

※ 保護者以外の方が送迎する場合は、「児童の送迎に関する届出書」を提出してください。

### 記入例④ (通勤時間を考慮すると、申込みに必要な就労要件を満たす場合)

私は、下記のとおり通勤しています。

徒歩10分 名鉄25分(乗換を含む) 東山線15分(乗換を含む) 徒歩5分  
自宅 — 今伊勢駅 — 名古屋駅 — 栄駅 — 勤務先

通勤に片道約55分必要なため、放課後児童クラブの利用が必要です。

※ 自宅から勤務先までの移動手段、所要時間を明記してください。保育園のお迎えなど、通勤にかかる時間以外を含むことはできません。

### 記入例⑤ (看護・介護時間や就学等の授業時間が複数パターンある場合)

私は、下記のとおり看護をしています。

○時○分から△時△分まで看護をする日が、1か月あたり ●日

□時□分から◇時◇分まで看護をする日が、1か月あたり ■日

1か月あたりの看護日数の合計は◆日です。

※ 介護をされている方や就学をされている方は、「看護」の部分で「介護」「就学」としてください。